

平成29年10月臨時会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成29年 10月12日 開会

平成29年 10月12日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成29年10月横芝光町議会臨時会会議録目次

第1号（10月12日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号ないし議案第3号の上程、説明	5
議案第1号審議（質疑・討論・採決）	9
議案第2号審議（質疑・討論・採決）	10
議案第3号審議（質疑・討論・採決）	14
閉会の宣告	15
署名議員	17

1 0 月 臨 時 会

(第 1 号)

平成29年10月横芝光町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成29年10月12日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号ないし議案第3号について(町長提案理由説明)
- 日程第 5 議案第1号審議(質疑・討論・採決)
専決処分の承認を求めることについて(平成29年度横芝光町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第 6 議案第2号審議(質疑・討論・採決)
横芝駅前情報交流拠点(仮称)新築工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第3号審議(質疑・討論・採決)
町道I-14号線道路改良工事請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	秋鹿幹夫君	3番	宮 菌 博 香 君
4番	山崎義貞君	5番	庄 内 賢 一 君
6番	鈴木和彦君	7番	齋 藤 順 一 君
8番	森 川 忠 君	9番	川 島 仁 君
10番	川 島 富 士 子 君	11番	鈴 木 克 征 君
12番	野 村 和 好 君	13番	山 崎 貞 一 君
14番	鈴 木 唯 夫 君	15番	八 角 健 一 君
16番	川 島 勝 美 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	市原成一君	企画財政課長	大木良夫君
都市建設課長	堀越健一君	教育長	齋藤明君

職務のため出席した者の職氏名

局長	郡司民夫	書記	椎名晴美
----	------	----	------

◎開会の宣告

○議長（川島勝美君） おはようございます。

これより平成29年10月横芝光町議会臨時会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（川島勝美君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（川島勝美君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

4番 山崎義貞 議員

12番 野村和好 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（川島勝美君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） 異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（川島勝美君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

9月26日に開催された平成29年山武郡市環境衛生組合議会第2回定例会について、鈴木和彦議員。

〔6番議員 鈴木和彦君登壇〕

○6番（鈴木和彦君） 改めておはようございます。

それでは、去る9月26日開催されました山武郡市環境衛生組合議会第2回定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会には議案2件が提案されました。

議案第1号は、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

本案は、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるため提案したものであります。

議案第2号は、平成28年度山武郡市環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は7億9,614万2,524円です。一方、歳出決算額は7億6,987万7,678円です。この結果、歳入歳出差引額2,626万4,846円は翌年度に繰り越すことになりました。

提案されました議案は、原案どおり可決、認定されました。

以上、平成29年度山武郡市環境衛生組合議会第2回定例会の概要報告とさせていただきます。

〔6番議員 鈴木和彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 次に、9月28日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会平成29年9月定例会について、齋藤順一議員。

〔7番議員 齋藤順一君登壇〕

○7番（齋藤順一君） 去る9月28日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会平成29年9月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提案された案件は、議案4件であります。

議案第1号は、平成28年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は9億8,278万654円です。一方、歳出決算額は9億6,838万3,972円です。この結果、歳入歳出差引額1,439万6,682円は翌年度に繰り越すことになりました。

議案第2号は、匝瑳市横芝光町消防組合議会職員の育児休業等に関する条例及び匝瑳市横

芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部について改正すべく提案されたものであります。

議案第3号は、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合の規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

本案は、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるために提案したものであります。

議案第4号は、匝瑳市横芝光町消防組合監査委員の選任についてであります。

本案は、組合監査委員の任期満了により、引き続き匝瑳市在住の林吉幸氏を監査委員に選任すべく、議会の同意を求めるため提案されたものであります。

提案されました議案は、いずれも原案どおり可決、認定されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会平成29年9月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔7番議員 齋藤順一君降壇〕

○議長（川島勝美君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号ないし議案第3号の上程、説明

○議長（川島勝美君） 日程第4、議案第1号ないし議案第3号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは早速、提案理由説明を申し上げます。

本日ここに、平成29年10月横芝光町議会臨時会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄ご多用の折にもかかわらず、ご参集いただきまことにありがとうございます。

また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

お手元の平成29年10月横芝光町議会臨時会提案理由説明書をごらんください。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度横芝光町一般会計補正予算（第3号））であります。衆議院議員選挙の執行について、歳入歳出予算の補正を緊急

に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものであります。

議案第2号 横芝駅前情報交流拠点（仮称）新築工事請負契約の締結についてであります。横芝駅前情報交流拠点（仮称）新築工事請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第3号 町道I-14号線道路改良工事請負変更契約の締結についてであります。町道I-14号線道路改良工事請負契約のボックスカルバート設置工の数量に変更が生じたので、既契約の変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

以上、提案いたしました案件について、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上で提案理由説明にかえさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号及び議案第2号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 大木良夫君登壇〕

○企画財政課長（大木良夫君） おはようございます。

それでは初めに、議案第1号、平成29年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

まずは、ピンク色の議案つづり、1ページをお願いいたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度横芝光町一般会計補正予算（第3号））。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求め。

平成29年10月12日提出。横芝光町長、佐藤晴彦。

1枚めくっていただきまして、次に専決処分書をごらん願います。

本案は、冒頭、町長からの提案理由説明にありましたように、衆議院選挙の執行経費について緊急に補正を行う必要があったことから、平成29年9月28日に地方自治法第179条第1

項の規定により専決処分をさせていただいたところでございます。

続きまして、別冊となっております補正予算書をごらんください。

平成29年度横芝光町一般会計歳入歳出補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,230万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ97億6,215万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明を申し上げます。

変則的ではございますけれども、この説明につきましては歳出からのご説明とさせていただきますので、8ページをお開き願います。

来る10月22日に執行されます衆議院議員選挙に要する費用としまして、2款4項2目衆議院議員選挙費に選挙立会人等の報酬及び選挙事務従事者の手当のほか、選挙啓発や投開票事務に係る経費等を計上するものであります。

各節の計上額につきましては、1節報酬が114万5,000円、3節職員手当556万2,000円、8節報償費7万8,000円、11節需用費256万円、12節役務費129万6,000円、13節委託料89万4,000円、14節使用料及び賃借料65万7,000円、18節備品購入費10万8,000円で、細目につきましては説明欄に記載のとおりでございます。

続いて、7ページをお願いいたします。

これら選挙経費の財源につきましては、全額を県経由で交付されます衆議院議員選挙委託金としまして、歳入科目15款3項1目の総務費委託金に計上するものであります。

また、10ページからは給与費明細書でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

今回の国政選挙は、衆議院の解散に伴うものでございまして、10月10日に告示、10月22日投票日として執行されることから、速やかに選挙事務に着手する必要があり、冒頭申し上げましたように急施を要する補正予算案件であったことから、地方自治法の規定により専決処分をしたものでございます。

事情をご賢察の上、ご承認賜りますようお願い申し上げ、議案第1号 専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号 横芝駅前情報交流拠点（仮称）新築工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

ピンクの表紙の議案つづり、5ページをお開き願います。

契約の目的は、横芝駅前情報交流拠点（仮称）新築工事請負契約でございます。

契約の方法は一般競争入札で、去る9月29日に受注希望型競争入札を行ったところ、古谷

建設株式会社が入札書比較予定価格7,918万円に対しまして入札金額7,918万円で落札候補者となり、10月3日に町の入札参加業者選定審査委員会において資格審査を行い、落札者に決定しましたことから、入札金額に消費税を加えた額8,551万4,400円を契約金額とし、千葉県山武郡横芝光町栗山3195番地1、古谷建設株式会社、代表取締役、古谷務を契約の相手方として請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本件、受注希望型競争入札は、予定価格及び最低制限価格を事前公表した上で実施したところであります。入札参加者の要件設定を行うに当たりましては、過去の実績から当該工事分野において十分な施工能力のある町内業者の資格範囲を決定し、所定の手続により公告を行いました。開札時の入札参加者は1者でございましたが、入札は電子入札で行ったものであり、電子入札のシステム運用上、競争性、公平性及び公正性を保つことができると認められましたことから、横芝光町電子入札約款第5条第4項の規定に基づき開札を執行したものであります。

なお、別添の工事契約関係資料、A4の縦型のつづりになりますけれども、その1ページと2ページに建物と施設機能などの概要を添付してございますが、この資料につきましては8月31日に開催されました議会議員全員協議会時の説明資料と同様でございますので、あわせてごらんくださいますようお願い申し上げます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

〔企画財政課長 大木良夫君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第3号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 堀越健一君登壇〕

○都市建設課長（堀越健一君） おはようございます。

町道I-14号線道路改良工事請負変更契約の締結につきまして、詳細を説明させていただきます。

ピンク色の10月議会臨時会の議案つづりをごらんください。ページは7ページになります。議案第3号 町道I-14号線道路改良工事請負変更契約の締結について。

町道I-14号線道路改良工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

工事の表示。名称、町道I-14号線道路改良工事。場所、横芝光町木戸地先。

請負代金。変更前、5,594万4,000円。変更後、7,773万8,400円。

契約の相手方。千葉県山武郡横芝光町木戸10110番地、株式会社畔蒜工務店、代表取締役、畔蒜毅。

平成29年10月12日提出。横芝光町長、佐藤晴彦。

それでは、契約の詳細について、ご説明させていただきます。

変更理由といたしましては、町長から提案理由説明で申し上げましたとおり、ボックスカルバートの設置数量を増量し、変更するものでございます。

それでは、工事関係資料、白色の表紙のものですが、こちらの3ページをお開きいただきまして、こちらで説明をさせていただきます。

平面図の中央部、横方向に緩いS字を描いている路線が町道I-14号線で、右側で縦方向に交差しておりますのが県道横芝停車場白浜線でございます。

当初契約では、昨年度までに完成している箇所から用地の確保ができている箇所までの延長176メートルの工事区間で、大型ボックスカルバートの設置を予定しておりました。その後、今回の変更区間に存在する未買収の事業用地の買収が完了しましたことから、事業の進捗を図るため、図面の赤く塗られているナンバー45からナンバー49までの80メートルの区間において、幅1.5メートル、高さ1メートルの大型ボックスカルバートを57.3メートル、幅1.3メートル、高さ1メートルのボックスカルバートを19.1メートル増量変更し、契約するものでございます。

以上の理由によりまして、2,179万4,400円を増額して変更契約を締結したく提案したものでございます。

慎重審議の上、可決、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔都市建設課長 堀越健一君降壇〕

○議長（川島勝美君） 以上で提案理由説明を終わります。

これより議案審議を行います。

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第5、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度横芝光町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） 異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第6、議案第2号 横芝駅前情報交流拠点（仮称）新築工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは、ここでお伺いしたいんですが、この図を見ますと、特にわかりやすいのが2ページですか、この中で、この建物の前にツリーという部分がございます、ご存じのとおり、この場所では今まで、毎月、駅前マルシェということで、地域の皆さん初め、多くの皆さんにお買い物をしていただいております。

そんな中で、このツリーが、たしかに景観上あればいいのですが、この広場を使ってマルシェをやるという計画になっております。それに関連しまして、特にこの断面、イメージと見ますと木陰をもたらすツリーということで、非常にデザイン上といえましょうか、その辺はきれいだとは思いますが、そのように商工会、観光まちづくり協会等がここを盛り上げて今後やっていく、そんな中でこのツリーの必要性をどうも私は余り感じないんです。

このツリーの面積というのは、この広場に対して何%ぐらいの割合か、またどうして必要なのか、よろしくをお願いします。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大木良夫君） ただいまのご質問でございますけれども、まずツリーにつき

ましては、当初の設計段階ではサルスベリを予定しております。

敷地面積に対する割合はどのくらいかというようなご質問でございますけれども、まだちょっと大きめのものが、こういった大きさの木を植栽するかというのがまだ決まっていないので、枝の張りぐあい等によりまして若干変わってくるのかなと思っております。

それで、この駅前マルシェをやるについては、端的に申し上げるとちょっと邪魔になるんじゃないかというような、そういうご質問の内容だと思います。これにつきましては、この計画段階の中で、そういうご意見もいただいているというのは確かでございます。この施設につきましては、来年度の6月運用というようなスケジュールのもとに、それに間に合わせるべく考えておりますけれども、当然、開館前にはさまざまな部署、商工会初め観光協会の役員さんも交えた中で協議を持つ場を設けてございますので、そういった中で議論していきたいと、そのように考えております。

このツリーにつきましては、当然、駅前マルシェも継続してやっているということで、夏場も開催されておるといような中で、やはりこういう景観も大事でしょうし、木陰もつくるのが大切なのかなというようなか中で、施設のイメージに合わせて設計段階で盛り込んだものというようなか中がございますので、ちょっとくどいようですけども、これについては関係機関と話し合いの中で最善の方法というか、考えていければなと思っております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 多分この見積もりというか、落札された金額の中には当然入っていると思うんですね。今、課長がおっしゃられたように、まだサルスベリを想定しての見積もりということで大分進んでいるんじゃないかと思うんですが、後づけでそのように、今後その利用を協議してということですが、後づけになるとちょっとそれができちゃってからということになるということを私は心配しているんですね。

できれば広々と、本当に狭い中だと思うんですね。これ図で見ると広いんですが、あそこで毎月毎月、駅前マルシェをやっていると、お客様のほうからここに立つんですよというお話をすると、ええ、こんな狭いところに立って、こういう広場大丈夫なのという声も聞かれますね。

そういう声を受けてきょうは質問をしておりますが、こういうパースというか図を見ると、非常に近代的ですばらしいと思います。また、108万円でそのすばらしいログをつくっていただくという、この間9月の議会の中で承認されましたので、今進められていると思います。

が、常に気にかけていただきたいことは、これは見るものではないということで、やはりそこに人が集まっていたとすることを主眼に置いていただいて運営をしていかなければならないというのは当然だと思うんですね。駅前にすごいあれができたよということで終わりでは何もならない。

1億円余りの金額をかけて、それはすばらしいのができるとは思いますが、我々やっぱり古くから土着といいましょうか、住んでいる人間にしますと、それができて活用して初めて本当の情報交流がスタートするということで、課長は今のお答えですとまだ決まっていないような雰囲気ですが、ぜひ私はこれを取り除いて、せいせいとした、まさに広場と書いてありますので、ここを狭い場所にしないようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大木良夫君） このツリーの問題については、先ほども申し上げたとおりでございます。

当然、植栽するものによっては、その樹高、あるいは枝の張り出しぐあいということで、マルシェ開催については多少邪魔になるという部分もございますので、そういった部分では景観とマッチするような、そういった部分で、やはり設計者の意図はここに植栽というのが必要だというふうな考え方のもとに設計を行っておりますので、これについては物的なものも含めまして、本当にこれが支障があるということであれば、やはりその時点で考えざるを得ない部分があるかと思っておりますけれども、現時点では設計どおり行いたいとは考えております。

ただ、先ほども申し上げましたように、これは管理運営も含めた中で検討する、そういうような会を設けておりますので、そういった中で、こういったものも含めてちょっと議論をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは、今後駅前マルシェというものは、大型スーパー、町内にもできましたけれども、やっていくということで、我々主催というか、している者にはもう決定しておりますので、ぜひ高さとか、例えば木の太さとか枝の張りとか、その辺は十分にご考慮いただきまして今後進めていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。結構です、ご答弁は。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 2点ほど質問させていただきたいと思います。

まず1点目で、工期はいつからいつごろまでなのかというのがまず1点であります。

それと今、たまたま森川議員のほうからもいろいろ質問が出ましたけれども、工事期間中を含めて、私は駅前マルシェとの整合性についてお伺いをしたいということで考えております。具体的には、今森川議員のほうから、駅前マルシェはこの施設ができた後も継続してやっていくんだというような話がありましたけれども、工事期間中はどうするのか、そういうものまで含めて、ちょっと町の考え方を教えていただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大木良夫君） まず1点目のご質問でございますけれども、工期につきましては、本議案が可決、承認いただいたということであれば即契約を行いまして、来年の3月20日までの工期を予定しております。

そして、もう1点の駅前マルシェ、工事期間中の事業実施はどのように行うのかというふうなご質問だったと思います。これにつきましては、私ども契約の発注担当課、そしてこの施設の所管課として議案を提案させていただいております。駅前マルシェの工事期間中の運用につきましては、大変申しわけございません、どのように行うかというのはちょっと私のほうでは確認をとっておりません。

以上です。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） まず1点目の工期の関係ですけれども、3月20日を工期とするということであるんですけれども、この場所については多くの人を利用します。そうすると、工期が長ければ、また安全性の問題、事故等、そういうものも考えられますので、この辺については工期、短ければ大変だということもあるかもしれませんけれども、その辺については、契約の段階でよくそのような状況を踏まえていただきまして、契約を締結させていただきたいというのがまず1点であります。

2点目でありますけれども、駅前マルシェとの整合性の問題を聞いたら工事期間中はわからないとかというような、今答弁が出ましたし、またサルスベリの木については今後議論をしていくというような意見も出ました。私の言わんとすることは、これを私は賛成するに当たりまして、要は関係者と具体的にしっかり決めた中で進めてくれというようなお願いをし

たと思います。

したがいまして、今それこそ、このような意見がここで出てくる自体が私はおかしいのかなというふうにも思っていますので、またこれから建物が建つということでもありますので、その辺については早急にやっぱり議論をしていただいた中で、せっかく建てるものであれば、よりみんなが納得したいものを建てていただきたいということを申し上げて質問にかえさせていただきます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第7、議案第3号 町道I-14号線道路改良工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 確認でちょっと聞きますけれども、この変更理由ですね、先ほど課長の説明では用地買収ができたということなんですけれども、ただ用地買収ができたから工事延長をしたということのほか、ほかにふやしたことのメリットというのは何か出ていますか。工事費が安くなることできるのかということがあればお聞きしたいんですけれども。

○議長（川島勝美君） 都市建設課長。

○都市建設課長（堀越健一君） まずメリットといたしましては、工事の進捗を早められるというのがまず1点目になります。

2点目といたしましては、既存の工事の契約に変更することによって管理費が一体で計算されますので、そういった面では別途発注するよりも安価にできるということでございます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） いいです。わかりました。ありがとうございます。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 順調にいけば31年度完成予定ということであろうかと思っておりますので、既にここについては開通式までやっちゃっておりますので、なるべく早くつながるように頑張ってくださいと思います。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（川島勝美君） 以上で本臨時会に付議された案件の全てを議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年10月横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

（午前10時42分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 川島勝美

議員 山崎義貞

議員 野村和好